

○がん登録等の推進に関する法律（以下「法」）が施行

- ・平成28年1月1日付けで法が施行され、全国がん登録がスタート。
- ・これに伴い、病院と県が指定する診療所において、同日以降に初回の診断が行われたがん罹患症例の、県への届出が義務づけられた。
- ・岡山県では、届出に係る事務処理について、地域がん登録と同様に岡山大学病院に委任を行っている。
- ・2016年罹患症例スケジュール（予定）
 - ～2017年末 岡山大学病院がん登録室に届出
 - ～2018年末 遡り調査、データの集計、確定
 - 2019年3月 集計値の公表

○がん情報届出のオンライン化

- ・今後数年間は、各病院等は電子媒体（岡山県はCD-R）により電子データを届け出る運用としているが、厚生労働省は病院等から都道府県へのデータ提出をオンライン化するための予算要求をしている。

全国がん登録の開始に向けた岡山県の取組

医療機関向け説明会を開催

○平成27年11月に、県内4会場で説明会を開催

- ・11月18日(水) 高梁中央病院
13病院・7診療所、計28名が参加
- 19日(木) 津山中央病院
20病院・8診療所、計49名が参加
- 25日(水) 岡山国際ホテル
58病院・58診療所、計170名が参加
- 26日(木) 倉敷市マービーふれあいセンター
28病院・23診療所、計70名が参加
- ・法の概要、がん情報の届出方法等について、県及び岡山大学病院がん登録室から説明した。

○不参加のすべての病院に説明会資料等を送付

- ・説明会全日程終了後すぐに、どの会場にも参加がなかった51病院に対し、説明会資料等を送付した。

全国がん登録の開始に向けた岡山県の取組

全国がん登録指定診療所を指定

○岡山県全国がん登録指定診療所指定要領の策定

- ・診療所の指定は、開設者の同意を得て、都道府県知事の権限により行うことと法第6条で定められていることから、平成27年10月16日付けで、岡山県全国がん登録指定診療所指定要領を策定した。

○指定手続きに関する通知文を送付

- ・10月20日付けで、医療推進課長通知「全国がん登録における指定診療所の指定申請について」を送付。
過去5年間に地域がん登録へ届出をいただいた約120の診療所には直接送付。それ以外の診療所に対しては、県医師会、県歯科医師会を通じて周知を依頼。

○指定診療所の指定（指定は年に1回）

- ・申請があった86診療所を、平成28年1月1日付けで指定した。

岡山県がん登録審議会を設置

○審議会条例の公布

- ・平成27年11月岡山県議会定例会に、「岡山県がん登録審議会条例案」を上程。議決を経て、12月25日付けで条例が公布、施行された。

○委員委嘱

- ・条例の施行と同日付で、法に規定されるがん医療又はがん予防に関する学識経験者や個人情報に関する学識経験者を含む8名を、委員として委嘱した。

○審議会での審議事項（主なもの）

- ・市町村等やがんに係る調査研究を行う者に対して、都道府県がん情報を提供しようとするとき
- ・都道府県がん情報の提供先として、県等からがん対策の調査研究の委託を受けた者等に準ずる者を定めるとき
- ・都道府県の事務の委任先を決定するとき